

令和2年10月からの休会料について

令和2年 9月

大津イトマンスポーツクラブ

濱田 和哉

平素は当社施設をご利用いただきまして、誠に有難うございます。

また、当社の取り組む新型コロナウイルス感染症対策に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

滋賀県内当社施設の新型コロナウイルス感染症対策におきましては、現状、滋賀県の発表する

「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」のステージを一つの指標とし、営業形態(休会料等)をご案内しておりましたが、県下でも地域ごとに感染状況が大きく異なり、県という大きな括りで営業形態を合わせる事は各施設の会員様に適切な対応・対策を提供するには一部不都合があると判断致しました。

そこで、令和2年10月度より、滋賀県内当社施設において「滋賀プラン」は指標としつつ各施設で、より地域の実状に応じた営業形態をご案内させて頂く事といたしました。

休校料に関しましては、大津イトマンスポーツクラブでは、

10月より休校料の金額を¥1100となります。

9月各種手続きの締切日は27日(日)17時までとなります。

また、これらは現時点における対応となり、今後の状況により変更する場合がございますのでご了承下さい。最新の情報につきましては各施設のホームページにてご案内いたします。